下請等中小企業の取引条件の改善に向けて

平成28年12月 公正取引委員会 中小企業庁



1. 取組の背景

- ○経済の好循環を実現するためには、下請等中小企業の取引条件を改善していくことが重要です。
- 〇こうした問題意識の下、政府を挙げて下請対策の強化に取り組むこととし、平成28年12月14日、関係法令の運用強化を行うこととしました。

2. 下請法運用基準の改正(公正取引委員会)

- 〇繰り返し見られる行為、問題ないと認識しやすい行為等を中心に、違反行為事例を大幅に増加しました(66事例から141事例へ)。
- <主な追加事例>
 - ・下請代金の額から一定額を差し引くこと【減額】
 - ・量産品と同単価での補給品の発注【買いたたき】
 - ・合理性のない定期的な原価低減要請【買いたたき】
 - ・型・治具の無償保管要請【不当な経済上の利益提供要請】

3. 振興法・振興基準の改正(中小企業庁)

- ○望ましい取引慣行の定着に向けて、以下のような基準を定めました。
- ①親事業者は、原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や 十分な協議手続きを欠く要請と受け止められることがないよう、合理性の確 保に努める。
- ②親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低 賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味し て協議する。
- ③金型、木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議した上で、必要事項を明確に定める。親事業者の都合により保管を求める場合は、必要な費用は親事業者が負担する。

4. 下請代金の支払について(中小企業庁・公正取引委員会)

- ○大企業から率先して、以下のような取組を進めることを要請しました。
- ①下請代金の支払いはできる限り現金で。
- ②手形等による場合は、割引料等を下請事業者に負担させることがないよう、 下請代金の額を十分に協議する。
- ③手形サイトは120日(繊維業においては90日)を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める。

5. 今後の政府の取組

各種調査等により、取組の進捗状況を確認しながら必要な措置を講じていきます。